

業務方法書の一部変更新旧対照表

変 更 後	現 行
<p style="text-align: center;"><b>配合飼料価格差補てん契約実施基準</b></p> <p>1.～4.(2) [略]</p> <p>(3) 基本契約期間の途中において、あらたに加入しようとする畜産経営者は、あらたに加入することとなる事業年度の前年度末において通常補てん積立金に残余がある場合は、次の算式により算出される額を基準として理事長が定める金額に、あらたに加入することとなる年度に係わる数量契約による契約数量を乗じて得られる金額を<u>当該年度の6月末までに別途納付しなくてはならない。</u></p> <p>算 式</p> $\frac{\text{あらたに加入することとなる年度にその前年度から繰り越されることとなる通常補てん準備財産の総額} \times \text{当該基本契約期間中あらたに加入することとなる年度の前年度までに加入生産者が負担することとされた通常補てん積立金の総額}}{\text{あらたに加入することとなる年度の前年度までの納付されることとされた通常補てん積立金の総額}}$ <p style="text-align: center;"><u>あらたに加入することとなる年度の前年度の最終確定契約数量</u></p> <p>(4) (3)により別途納付されるべき金額は、加入することとなる年度の通常補てん積立金とみなす。</p>	<p style="text-align: center;"><b>配合飼料価格差補てん契約実施基準</b></p> <p>1.～4.(2) [略]</p> <p>(3) 基本契約期間の途中において、あらたに加入しようとする畜産経営者は、あらたに加入することとなる事業年度の前年度末において通常補てん積立金に残余がある場合は、次の算式により算出される額を基準として評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て定める金額に、あらたに加入することとなる年度に係わる数量契約による契約数量を乗じて得られる金額を別途納付しなくてはならない。</p> <p>算 式</p> $\frac{\text{あらたに加入することとなる年度にその前年度から繰り越されることとなる通常補てん準備財産の総額} \times \text{当該基本契約期間中あらたに加入することとなる年度の前年度までの納付されることとされた通常補てん積立金の総額}}{\text{あらたに加入することとなる年度に係わる数量契約による契約数量のうち、その前年度から継続して加入している者に係わる数量}}$ <p>(4) (3)により別途納付されるべき金額は、加入することとなる年度の通常補てん積立金とみなす。</p>